

意見書第18号

中小企業金融円滑化法の失効期限延長を求める意見書

中小企業や住宅ローンの借り手が金融機関に返済負担の軽減を申し入れた際に、できる限り貸付条件の変更等を行うよう努めることなどを内容とする「中小企業金融円滑化法」が、平成20年（2008）秋以降の金融危機。景気低迷による中小企業の資金繰り悪化等への対応策として、平成21年（2009）12月に約2年間の時限立法として施行された。期限を迎えても中小企業の業況・資金繰りは依然として厳しいことから、平成25年（2013）3月末まで延長されたが、まもなく最終期限を迎える。

現在、中小企業を取り巻く環境は、消費の低迷、デフレに伴う低価格競争、急激な円高など厳しい状況が続いており、本年の中小企業景況調査（7－9月期）によると、中小企業は製造業を中心に依然厳しい状況にある。

このような状況の中で、中小企業にとって最も重要な資金繰りに対する支援を打ち切ることで資金に困窮すれば、事業が衰退し経営悪化や雇用の喪失、さらには国内産業の空洞化が予想される。

よって、国においては、中小企業を守る対策として、金融円滑化法の失効期限の延長措置を講ずるとともに、長期化が懸念される円高に対し中小企業の新たな経営支援策を実施するよう強く要望する。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月17日

愛知県武豊町議会議長 加藤 美奈子

【提出先】

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣（金融）